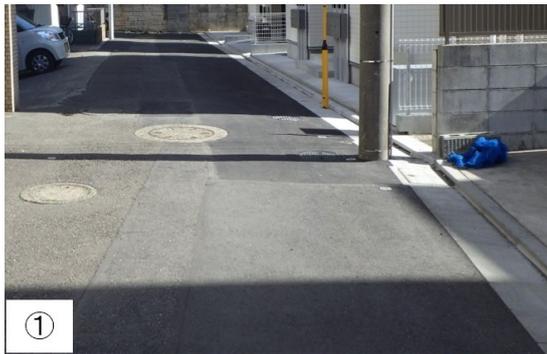


細街路の拡幅整備について

1. 細街路拡幅に関わる法規制

建築基準法では、道路中心線から水平距離 2m の線を道路境界線とみなし、道路内には建築物（建物や附属する門・塀）を建築できないよう制限している。しかし、樹木やプランター、自転車等は建築物として扱われていない。

2. 細街路拡幅部分の整備事例



- ① L型側溝の移設とアスファルト舗装により拡幅部分を整備
- ② 既設のL型側溝はそのまま残して、縁石の新設とコンクリート仕上げにより拡幅部分を整備
- ③ 砂利敷きにより拡幅部分を整備



3. 望ましい細街路拡幅整備に向けた取り組み

- ① 区施工による拡幅整備（L型側溝・縁石の移設、アスファルト舗装）
- ② 後退表示板の設置



- ③ 細街路協議対象の拡充（当初は主に区道が対象。その後通り抜けできる私道等を追加）
- ④ 助成制度による誘導（樹木の移植、擁壁の除却・築造など）
- ⑤ 区道区域への編入（公道沿いの場合）

(参考) 道路内の建築制限 (建築基準法第 44 条) に関わる違反是正指導実績

(単位: 件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
指導実績	7	6	3	5	7	20	11	12	19	6
細街路	7	6	3	3	6	3	9	9	16	1
是正完了	3	1	0	3	2	1	1	1	4	0

違反内容: 建物に附属する塀やバルコニーなどの道路突出